

屋久島町屋内水耕栽培の実証研究に関するシステムリース事業プロポーザル審査要領

1 趣旨

屋久島町屋内水耕栽培の実証研究に関するシステムリース事業のプロポーザル実施にあたり、その審査の具体的な取扱いについて定める。

2 審査

(1) 審査員

屋久島町副町長、農林水産課長、企画調整課長、企画調整課長補佐の計4名が審査を行う。

(2) 審査方法

① 書類審査

各提案者から提出のあった企画提案書の内容について、審査員で協議を行い、リース業者を選定する。

② 採点・選定

審査員は提出された各企画提案書に基づき、③に掲げる審査項目および評価の観点に従い、5点から0点までの6段階の絶対評価により審査する。審査終了時において、得点の合計が一番高い者を契約候補者とする。

審査員は、採点に当たり別紙の「審査結果記入表」に、次の採点区分に従い点数を記入する。

・採点区分

非常に優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
やや劣る	2点
劣る	1点
評価外	0点

③ 審査項目と評価の観点

審査項目	評価の観点
1 水耕栽培に関する専門性	葉物野菜等の水耕栽培に関する専門的な知識を有し、実際に栽培した実績があるか。
2 組織体系	人員の配置状況から、本町や地域担当者との打合せや問い合わせに的確・迅速に対応できるようになっているか。
3 見積金額	仕様書に基づく各業務に係る経費の内訳が適正かつ明確に示されているか。
4 事業・生産物評価	構成員や組織の経歴から見て、仕様書に基づく葉物野菜等の生産に適したシステムとなっているか。
5 独自性	仕様書の内容に基づく業務のほか、独自性のある、創意工夫のされた企画提案内容となっているか。
6 将来性	本町の将来的な産業振興について、十分に勘案された企画内容となっており、継続的に事業を実施するための方策が考えられているか。